

(一般事業主行動計画)

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2021年4月1日 ～ 2023年3月31日迄

2. 内 容

《目標—1》

社員の年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間10日以上とする。

【対 策】

- 2021年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握する。
- 2022年4月～ 取得状況を取りまとめ、取得促進のための取組を開始する。

《目標—2》

毎週、水曜日と金曜日にノー残業デーを継続実施し、前年度よりも更に所定外労働の削減をはかれるようにする。

【対 策】

- 2021年4月～ 所定外労働時間の現状の把握
- 2021年4月～ 社員への周知